

自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第四百七十九号）（第一条関係）	1
○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（第二条関係）	9

	<p>第七十六条第一項</p>	<p>次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより</p>	<p>と認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合を除き、国土交通省令</p> <p>次に掲げる事故が発生し、当該事故が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用したものを除く。</p>
<p>第七十六条第二項</p>	<p>ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならぬ。</p>	<p>ただし、機長が報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。</p>	<p>当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用したものを除く。</p>
<p>第七十六条第二項</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより</p>	<p>当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する航空機と自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の航空機との間に発生したものを除く。</p>	<p>当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用したものを除く。</p>

第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合	生じた事態である場合には、国土交通省令で定めるところにより離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛大臣が認めるとき
第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める
第八十八条及び第三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事故である場合には、当該事故
第三十二条の九十一	国土交通省令で定めるところにより	当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機と自

第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合は、	ある場合を除き、国土交通省令で定めるところにより離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛大臣が認めるときは、
第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める
第八十八条及び第三十二条の八十六第一項第二号	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第三十二条の九十第二項	当該事故	当該事故が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事故（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）
		である場合を除き、当該事故

2	<p>装備移転航空機（法第一百七十七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（同項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>				
<p>第七十六条第一項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="774 398 1093 716"> <p>国土交通省令で定める量</p> </td> <td data-bbox="774 716 1093 1115"> <p>防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百七十七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機については、これらの者が協議して定める量</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="140 398 774 716"> <p>次に掲げる事故が発生した場合に、国土交通省令で定める</p> </td> <td data-bbox="140 716 774 1115"> <p>次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空</p> </td> </tr> </table>	<p>国土交通省令で定める量</p>	<p>防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百七十七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機については、これらの者が協議して定める量</p>	<p>次に掲げる事故が発生した場合に、国土交通省令で定める</p>	<p>次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空</p>
<p>国土交通省令で定める量</p>	<p>防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める装備移転航空機（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百七十七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。）である航空機については、これらの者が協議して定める量</p>				
<p>次に掲げる事故が発生した場合に、国土交通省令で定める</p>	<p>次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空</p>				

<p>第三百三十二条の九十一</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより</p>	<p>当該国土交通省令で定める事態が自衛隊の使用する無人航空機について発生した事態（自衛隊の使用する無人航空機と自衛隊以外の者が使用する航空機又は無人航空機との間に発生したものを除く。）である場合を除き、国土交通省令で定めるところにより</p>
--------------------	-------------------------	--

<p>二 第七十六条の</p>	<p>と こ ろ に よ り 国 土 交 通 大 臣 に</p>	<p>機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である航空機について発生した事故である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ</p> <p>当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当</p>
-----------------	--	--

第七十九条ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合	該事態以外の装備移転航空機である航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものとして、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の許可を受けた場合
第八十四条第二項 第八十八条及び 第三百二十二 条の八十六第 一項第二号	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める 防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める
第三百二十二条の九十第二項	当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に	当該事故が、装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間

	<p>第百三十二条 の九十一</p>
<p>に発生した事故である 場合には当該事故が発 生した日時及び場所そ の他国土交通省令で定 める事項を国土交通大 臣に、当該事故以外の 装備移転航空機である 無人航空機について発 生した事故である場合 には当該事故が発生し た日時及び場所その他 防衛省令で定める事項 を防衛大臣に、それぞ れ</p>	<p>国土交通省令で定め るところにより国土 交通大臣に</p> <p>当該国土交通省令で定 める事態が、装備移転 航空機である無人航空 機と自衛隊の使用する 航空機等以外の航空機 又は無人航空機との間 に発生した事態である 場合には国土交通省令 で定めるところにより 国土交通大臣に、当該 事態以外の装備移転航 空機である無人航空機</p>

について発生した事態
である場合には防衛省
令で定めるところによ
り防衛大臣に、それぞ
れ

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>別表（第十五条関係） （表略）</p> <p>備考 この表において、「自衛隊等の航空機」とは、自衛隊の使用する航空機、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号） 第七十七条第一項に規定する装備移転航空機及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）第二項に規定する航空機をいう。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>別表（第十五条関係） （表略）</p> <p>備考 この表において、「自衛隊等の航空機」とは、自衛隊の使用する航空機及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）第二項に規定する航空機をいう。</p>